

各位

佐渡市農林水産部農業政策課長

令和7年度佐渡市トキビオトープ整備事業補助金のご案内

平素より、トキ野生復帰への取組みにご理解、ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

佐渡市では、トキのエサ場の整備拡大を図るため、耕作放棄地や水田等をトキビオトープとして活用し、トキのエサとなる生き物の量が増えるよう維持管理する事業を行う団体に対して、下記により補助金を交付しています。

記

〔補助要件〕

- 補助対象者 ①集落 ②NPO法人
③市長が適当と認めた団体（3戸以上で構成・活動すること）
- 交付基準 ①5a以上連担している土地であること
②1筆全体をビオトープとして整備・管理すること
③トキビオトープ維持管理基準（裏面参照）で定められた維持管理作業を行うこと。
- 交付額 ○トキビオトープ 25,000円／10a以内
○経年加算 5,000円／10a以内（3年以上継続して取組むビオトープ）
○団体事務費 1,000円／10a以内
○生きもの調査 4,000円／1団体以内
※事業対象面積は、畦畔及び法面を除く水田面積とする。
- 対象経費 ○報酬（調査員報酬） ○賃金（作業員賃金）
○通信運搬費（郵送料等）
○原材料及び消耗品費（機械等の燃料費 資材等購入費 3万円未満の消耗品）
○使用料及び賃借料（機械借上料 土地賃借料）
○委託料（作業委託料等） ○工事請負費（設備工事等）
○保険料（ビオトープ整備作業にかかわる保険加入料）

〔実施要領・申請書式交付場所〕

佐渡市農林水産部農業政策課（千種232番地 佐渡市役所第2庁舎内）

〔交付決定時期〕

令和7年4月1日以降

〔申請期限〕

令和7年5月30日（金）＊ただし、交付決定額の総額が予算上限額に達した時点で締切。

〔お問い合わせ先〕

佐渡市農林水産部農業政策課トキ・里山振興係 電話24-6550

※管理基準等については裏面をご覧ください。

〔維持管理基準〕

トキビオトープとは

- ・トキが通年にわたりエサを探すことが出来る水辺環境
- ・トキの餌となる様々な生物が生息できる、餌生物の供給源

（１）管理の目安

○事業開始から９月にかけてビオトープ内の広い範囲で湛水している箇所を保持すること。渇水時においても水が完全に干せないように「江」や「深み」を設置する等湛水される場所の確保に努めること。

○水を落とす際には、生き物が逃げ込めるよう「江」や「水路」等とビオトープの連結を確保すること。

○冬期間に水が確保できる場所は、１月～２月にかけて流水等により積雪時の開水面の確保に努めること。

○ビオトープ内にヨシ・ガマ等の草丈の高い植物が生えないようにし、必要に応じ草刈や、根茎の除去のため耕起を行うこと。

・耕起を行う場合は生物へ与える影響を考慮し、１０月以降の実施が望ましい。

・草丈の低い植物は残っているほうが好ましい。ただし、トキが採餌できるスペースを確保すること。

○畦畔の草刈りを実施すること。

・トキがビオトープや畦でエサを取れるよう草丈をひざの高さ程度以下に維持すること。

（目安：夏季に３回程度と、そのほか必要に応じ１～２回実施）

・畦畔の面積が広い部分は、水張部分から１ｍを超える範囲で行うこと。

○農薬（殺虫剤・殺菌剤・除草剤等）は散布しないこと。（他圃場からの飛散に注意すること。）

○地域固有の生物多様性に配慮し、他の地域から生物・植物等を持ち込まないこと。

（２）生きもの調査

年２回、トキビオトープで生きもの調査を実施すること。

１．調査時期

佐渡市生きもの調査の日（６月第２日曜日、８月第１日曜日）またはその前後

２．調査方法

対象となるビオトープを選定し、畦、周辺の水路や草地等を含めて調査を行うこと。

①畦畔見歩き調査

②ビオトープ内の生きもの調査

③調査結果の記入

①～②の調査終了毎に調査した結果を記録用紙に記入し、調査結果を提出すること。

（３）その他

○作業日誌、作業写真等を実績報告書に添付して提出すること。

○市が主催する研修会等に積極的に出席すること。

お問い合わせ先

佐渡市農林水産部農業政策課

トキ・里山振興係

（トキふれあいプラザ内）

担 当：土屋

電 話：２４－６５５０

FAX：２２－３１７７